

## 埼玉県の定める低燃費車の基準

埼玉県地球温暖化対策推進条例第25条第2項の規定に基づき知事が定める低燃費車については、埼玉県告示により定めています。

平成22年3月30日付 告示第485号  
 改正 平成27年3月31日付 告示第325号  
 改正 令和2年3月31日付 告示第280号

自動車の用途・燃料	車両総重量	基準（告示による）	車検証の記載の例	
乗用	ガソリン車	3.5t 超	令和2年度燃費基準達成車 <sup>※1</sup> 又は 平成27年度燃費基準達成車 <sup>※2</sup>	令和2年度燃費基準達成車 令和2年度燃費基準〇〇%向上達成車 平成27年度燃費基準達成車 平成27年度燃費基準〇〇%向上達成車
		3.5t 以下	令和2年度燃費基準達成車 <sup>※1</sup> 又は 平成27年度燃費基準 10%以上達成車 <sup>※2</sup>	令和2年度燃費基準達成車 令和2年度燃費基準〇〇%向上達成車 平成27年度燃費基準〇〇%向上達成車
	ディーゼル車	3.5t 超	令和2年度燃費基準達成車 <sup>※1</sup> 又は 平成27年度燃費基準達成車 <sup>※2</sup>	令和2年度燃費基準達成車 令和2年度燃費基準〇〇%向上達成車 平成27年度燃費基準達成車 平成27年度燃費基準〇〇%向上達成車
		3.5t 以下	令和2年度燃費基準達成車 <sup>※1</sup> 又は 平成27年度燃費基準 10%以上達成車 <sup>※2</sup>	令和2年度燃費基準達成車 令和2年度燃費基準〇〇%向上達成車 平成27年度燃費基準〇〇%向上達成車
	L P ガス車	3.5t 超	全て該当 <sup>※4</sup>	
		2.5t 超 3.5t 以下	令和2年度燃費基準達成車 <sup>※1</sup> 又は 平成22年度燃費基準 25%以上達成車 <sup>※3</sup>	令和2年度燃費基準達成車 令和2年度燃費基準〇〇%向上達成車 平成22年度燃費基準 25%向上達成車
2.5t 以下		令和2年度燃費基準達成車 <sup>※1</sup> 又は 平成22年度燃費基準 10%以上達成車 <sup>※3</sup>	令和2年度燃費基準達成車 令和2年度燃費基準〇〇%向上達成車 平成22年度燃費基準 10%向上達成車	

自動車の用途・燃料		車両総重量	基準（告示による）	車検証の記載の例
貨物・乗合	ガソリン車	3.5t 超	全て該当※ <sup>4</sup>	
		3.5t 以下	平成 27 年度燃費基準達成車※ <sup>2</sup>	平成 27 年度燃費基準達成車 平成 27 年度燃費基準〇〇%向上達成車
	ディーゼル車	3.5t 超	平成 27 年度燃費基準達成車※ <sup>2</sup>	平成 27 年度燃費基準達成車 平成 27 年度燃費基準〇〇%向上達成車
		3.5t 以下	平成 27 年度燃費基準達成車※ <sup>2</sup>	平成 27 年度燃費基準達成車 平成 27 年度燃費基準〇〇%向上達成車
	LPガス車		全て該当※ <sup>4</sup>	
天然ガス自動車			全て該当※ <sup>4</sup>	
プラグインハイブリッド自動車			全て該当※ <sup>4</sup>	
電気自動車 燃料電池車			全て該当※ <sup>4</sup>	

- ※1 「令和2年度燃費基準達成車」とは、「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年国土交通省告示第61号）」（以下「燃費基準実施要領」という。）に基づく令和2年度燃費基準を達成している自動車をいう。また、「令和2年度燃費基準〇〇%達成車」と記載がある場合は、令和2年度燃費基準を上回る燃費性能を有する自動車をいう。
- ※2 「平成27年度燃費基準達成車」とは、燃費基準実施要領に基づく平成27年度燃費基準を達成している自動車をいう。また、「平成27年度燃費基準〇〇%達成車」と記載がある場合は、平成27年度燃費基準を上回る燃費性能を有する自動車をいう。
- ※3 「平成22年度燃費基準達成車」とは、燃費基準実施要領に基づく平成22年度燃費基準を達成している自動車をいう。また、「平成22年度燃費基準〇〇%達成車」と記載がある場合は、平成22年度燃費基準を上回る燃費性能を有する自動車をいう。
- ※4 「全て該当」とは、そのカテゴリーの自動車は、すべて低燃費車に該当することをいう。